

平成29年度
荒川区教育委員会主要施策
に関する点検・評価報告書

〔 評価対象：平成28年度 〕

平成30年2月

荒川区教育委員会

目 次

1	はじめに	1
2	点検・評価の方法等について	2
	(1) 教育委員会の主要施策について	
	(2) 点検・評価対象事業の選定	
	・ 幼児教育	
	・ 道徳教育	
	・ 子どもの安全対策	
	(3) 点検・評価の実施方法	
	(4) 学識経験を有する者の知見の活用	
3	対象事業の点検・評価	4
	参考資料	2 3
	・【教育委員会の活動】	
	・【荒川区教育委員会の事務点検・評価実施要綱】	

1 はじめに

荒川区は、平成19年3月に「荒川区基本構想」を策定し、「幸福実感都市あらかわ」という区の将来像を示しました。

この将来像の実現に向け、荒川区教育委員会では、平成18年度に「学校教育ビジョン」を策定し、これからの学校教育の目指す方向性や施策の体系をとりまとめました。また、生涯学習の推進を図るため、平成19年度には「荒川区生涯学習推進計画」を策定しました。これらの計画に基づき、学校教育の一層の充実に努めるとともに、区民が知識や経験を地域社会に生かすことができるような生涯学習の仕組みづくり等の基盤整備に努めています。

こうした中、平成19年6月に、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の一部が改正され、平成20年度から、すべての教育委員会は、毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検・評価を行い、議会に提出するとともに公表することが義務付けられました。

また、点検・評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図ることとされました。

これは、効果的な教育行政の推進に資するとともに、区民への説明責任を果たすために実施することになったものです。

本報告書は、平成28年度の教育委員会の活動を振り返るとともに、教育委員会の主要施策について、教育委員会自らが点検・評価を行い、学識経験者の意見を付して作成したものです。

[参考] 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抜粋）

（教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等）

第二十六条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務（前条第一項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務（同条第四項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。）を含む。）の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

2 点検・評価の方法等について

(1) 教育委員会の主要施策について

教育委員会では、平成18年度に「荒川区学校教育ビジョン」を策定し、このビジョンで示した方向性を具現化するために、「荒川区学校教育ビジョン推進プラン」を平成19年度に策定し平成22年度末で終了した。新学習指導要領への的確な対応を図るための今後の教育活動の重点などを明らかにするため、平成23年度からの3箇年を計画期間として「第二期推進プラン」、平成26年度からの3箇年を計画期間として「第三期推進プラン」を策定した。また、平成19年度には、平成20年から約10年間を計画期間とした「荒川区生涯学習推進計画」を策定し、学校教育及び生涯学習の主要施策を明らかにした。

(2) 点検・評価対象事業の選定

平成28年度に取り組んだ主要施策の中から、下記の3事業を選定した。

- ・ 幼児教育
- ・ 道徳教育
- ・ 子どもの安全対策

(3) 点検・評価の実施方法

点検・評価は、前年度の教育委員会主要施策の取組状況を総括するとともに、評価及び今後の方向性を示すものとし、毎年1回実施する。

教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るため、学識経験者の意見を伺う機会を設ける。

教育委員会で点検・評価を行った後、その結果を取りまとめ報告書を荒川区議会へ提出するとともに、区民へ公表する。

(4) 学識経験を有する者の知見の活用

点検・評価を実施するに当たっては、教育に関し学識経験を有する方に集まっていた
だく機会を設け、ご意見等をいただいた。

長 島	啓 記	氏	早稲田大学教育・総合科学学術院教授
峯 川	一 義	氏	東京都教職員研修センター教授
矢 崎	良 明	氏	鎌倉女子大学講師・学校安全教育研究所教授

3 対象事業の点検・評価

	事業名	所管課
1	幼児教育	指導室
2	道徳教育	指導室
3	子どもの安全対策	指導室 教育総務課

NO 1		
事業名	幼児教育	【所管課名】指導室
目的	<p>幼児期の教育については、心情、意欲、態度、基本的な生活習慣など、生涯にわたる人格形成の基礎が培われる極めて重要なものであり、社会の一員としてよりよく生きるための基礎を獲得できるよう健やかな成長のために、生活や遊びにおける直接的・具体的な体験等適当な環境を与えて、情緒的・知的な発達や社会性を涵養し、人格者として、その心身の発達を助長することを目的とする。</p>	
対象	全幼稚園・こども園	
事業概要	<p>(1) 幼稚園長・副園長研修会 (2) 幼児教育研修会 (3) 幼稚園中堅リーダー研修会 (4) 保育園や幼稚園との交流 (5) 荒川区就学前プログラム (6) 小学校との交流 (7) 幼児期からの芸術教育の充実 (8) 特別区幼稚園研修等 (9) 幼稚園教育研究協議会 (10) 都事業「早期からの『しつけ』の後押し事業」 (通称「ぼしあーも」)</p>	
平成28年度 の取組状況	<p>(1) 幼稚園長・副園長研修会 各園がそれぞれの地域や園児の実態に応じて特色ある幼児教育を展開し、次代の荒川区を担う幼児の育成を図ることができるよう、管理職を対象に幼稚園経営や園内環境、人材育成等の諸課題について学ぶ場を設定し、区全体としての幼稚園教育の質の向上を図る。 講義：「園運営と人材育成について」 講師：元品川区立二葉すこやか園園長 大竹 節子氏</p> <p>(2) 幼児教育研修会 幼児教育に関する新しい情報の提供や実践に役立つ演習及び各園の課題解決に向けての研究保育参観を通して、日頃から課題意識をもち、互いの良さを引き出しながら協力して保育にあたることのできる教員の育成を目指す。また、教育要領の改訂趣旨への理解を深める。 講義：「遊びを豊かにする保育環境について」 講師：ソニー教育財団 日色 智絵氏</p>	

講義・演習：「幼児教育における特別支援の在り方について」
 講師：東京成徳大学子ども学部子ども学科
 教授 永井 由利子氏

講義：「遊びとは何か？ その理解と取組」
 講師：東海大学体育学部生涯スポーツ学科
 准教授 知念 嘉史 氏

講義：「幼児の豊かな表現を引き出す指導方法の工夫」
 講師：明治学院大学 特命教授 赤石 元子 氏

講義：講演「遊びの充実を考える
 ～保育環境と保育者のかかわり～」
 講師：元聖徳大学児童学科 准教授 赤坂 榮 先生
 幼保小中交流会
 「(6) 小学校との交流」を参照

(3) 幼稚園中堅リーダー研修会

幼児教育の充実を図るため、中堅リーダーとしての資質向上を目的とした研修を実施する。また、常勤教諭に対しては、将来の管理職候補者としての人材育成を図る。

対象：中堅の常勤教諭と非常勤講師

講演・演習：「保護者と共に進める特別支援教育」

講師：早稲田大学 教育・総合科学学術院 講師 池田 敬史 氏

(4) 保育園や私立幼稚園との交流

同じ小学校の学区にある園同士の交流を図り、教育保育や幼児等の情報共有を図り、小学校への円滑な接続と教員の資質向上を図る。

園名	交流相手の園名	交流する学年	時期回数	内 容
南二幼 こども園	南千住さくら 保育園 汐入とちのき 保育園 はなみずき 保育園 にじの樹 保育園	5歳児	1月 ～2月 1回	就学に向け、 ゲームや運動 遊びの交流 (汐入小体育館 で実施)
花の木	荒川保育園	全学年	不定期 5～6回	行事での交流
尾久	東尾久保育園	5歳児	不定期 3回	遊びの交流など

(5) 荒川区就学前教育プログラム

乳幼児教育・保育の一層の充実を図るとともに、保・幼・小の連携や保護者支援等を推進するため、学識経験者の監修の下、区内の小学校教諭、幼稚園教諭、保育士等で構成する3つの検討グループ(乳児、幼児、保・幼・小連携)での議論を基に、区における就学前教育の指針として、「荒川区就学前教育プログラム わくわく えがお 荒川の子」を平成28年3月に作成した。
また、家庭用として小学校入学までの乳幼児の成長・発達の姿や子育てのヒントをまとめた「荒川区就学前教育プログラム わくわく えがお 荒川の子(家庭版)」を平成29年3月に作成した。

(6) 小学校との交流

小学校での教育の現状を把握し幼児教育に生かすことを目的とし、2月の幼児教育研修会において「幼保小中交流会」を実施し、就学前教育と小学校教育との円滑な接続及び、就学前教育の質の向上を図る。参加希望については、各小学校から通知をもとに、各幼稚園・こども園が参加申込みを提出する。

(7) 幼児期からの芸術教育の充実

東京藝術大学と連携を図った芸術教育において、芸術の専門家との出会いとともに、優れた素材や道具に触れることで、芸術に対する関心を高めるとともに豊かな表現力を育てる。また、親子で芸術活動に取り組む機会を設けることで、親子の対話が生まれ、互いの新たな長所を見いだすなどの教育的効果を期待する。

(8) 特別区幼稚園研修等(特別区事業)

園長・副園長等専門研修
幼稚園新任園長研修
新規採用二年目フォロー研修

(9) 幼稚園教育研究協議会(都事業)

指導上の諸課題等について協議し、教職員の指導力を高め、幼稚園教育の充実を図る。

会場： 品川区立二葉幼稚園(二葉すこやか園)
学校法人武蔵野東学園 武蔵野東第二幼稚園

(10) 早期からの『しつけ』の後押し事業(通称「ぼしあーも」)
(都事業)

こころの東京塾(保護者向けしつけ講座)
保護者に対して子育てへの啓発につながった。

<p>課 題</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 就学前教育と小学校教育とのより円滑な接続を図ることが重要である。荒川区就学前プログラム「わくわく えがお 荒川の子」を基に園と園、園と小学校が保育体験や体験授業、学校行事への参加など、園児と児童の様々な交流は行っているが、保育者と教員との相互交流、相互理解の機会を更に行う必要がある。互いの取組を伝え合い、子どもたちの発達を長期的な視点で捉えていく必要がある。 ・ 幼稚園またはこども園、保育園から、小学校をとおり中学校への円滑な接続ため、就学前から系統的な指導が重要であり、区・私立幼稚園保育園との連携や小学校との連携を進めていく必要がある。 ・ 幼保小中学校の交流や連携において、好事例について区内全校園で情報共有を図る必要がある。
<p>外部評価</p>	<p>区内には、平成29年5月現在、区立幼稚園8園、区立こども園1園、私立幼稚園5園、認定こども園1園が設けられている。利用者数は保育園に比べると少ないが、幼児教育・保育が果たすべき生涯にわたる人格形成の基礎を培うという重要な役割を果たしている。</p> <p>各幼稚園・こども園では、幼稚園教育要領、保育所保育指針に基づき、一人一人の子どもの発達や特性を踏まえた教育・保育が行われているが、その目標や内容については、社会や家庭、子どもの変化を見据えつつ、日々、確認、更新していくことが求められている。区では、各園における教育・保育をより充実したものにするために、研修会等行っているが、ここでは事業概要に示された10事業のうち、区の幼児教育の特色を示すものとなっている(5)荒川区就学前プログラムと、(7)幼児期からの芸術教育の充実について評価・報告し、本事業の課題の一つに挙げられている幼稚園・こども園・保育園と小学校、中学校の交流・連携について述べる。</p> <p>荒川区就学前プログラム</p> <p>区では、平成28年3月、就学前教育の充実を図るため、幼稚園だけでなく保育園も含めた「荒川区就学前教育プログラム わくわく えがお 荒川の子」を策定した。このプログラムは、公立・私立の幼稚園・こども園・保育園、小学校の関係者が検討会のメンバーとなり、3つのグループ(乳児グループ、幼児グループ、保・幼・小連携グループ)に分かれ、作り上げたものである。プログラムは、区の子どもたちがどの幼稚園や保育園でも等しく質の高い就学前教育が受けられるようにとのねらいから策定されたものであり、各年齢の「発達の特徴」、それをふまえた「経験させたい保育内容(健康・生活、人との関わり、学びの芽生え)」、カリキュラム例、「環境構成」、「保育者の援助」</p>

等が示されている。おおむね6か月未満から5歳児まで、発達と学びの連続性を考慮した一貫したプログラムとなっている。また、小学校への滑らかな接続を図ることを強く意識した「接続期カリキュラム」が示されている。各園では独自の教育方針や教育課程、指導計画に基づき教育が実施されているが、子どもたちが多様で豊かな経験を積み重ねていくために、また小学校との連携や滑らかな接続のために、本プログラムをさらに活用して充実した教育・保育を提供していくことが期待される。なお、子どもの成長・発達の姿や子育てのヒントをまとめた「家庭版」が作成され、配布されている。「家庭版」は当初保育園に子どもを通わせている家庭にのみ配布されたようであるが、幼稚園の家庭にも配布が必要である。

幼児期からの芸術教育の充実

区教育委員会は平成22年度より、東京藝術大学と連携して「幼児期における美術の造形と表現による教育の可能性についての実践的研究」を実施してきた。この研究は、東京藝術大学の教員が幼稚園児のための美術の造形と表現による活動を行うプログラムを立案し、モデル園に指定された幼稚園で園の教員と協力して実施するというものである。モデル園として、平成27年度までは南千住第二幼稚園、平成28年度は町屋幼稚園、平成29年度は尾久幼稚園が指定された。平成28年度の報告書によれば、園児と保護者が夏休みにあった出来事を思い出し、絵巻物として一つの物語にしていく「記憶の絵巻物」など三つのプログラムが実施された。いずれのプログラムも、東京藝術大学の教員が用意した素材や道具に基づき、幼稚園の教員との綿密なミーティングを経て実施された。参加した多くの子どもたち（一つのプログラムは保護者も）は関心をもって楽しく取り組んだことが見て取れる。プログラム実施後、園の側でプログラムで得たものを日常の活動に活かそうとしていることも高く評価される。本プログラムの成果が多くの幼稚園・子どもたちに広げられることを期待する。

幼稚園・こども園・保育園と小学校、中学校の交流・連携

平成29年3月に公表された「荒川区学校教育ビジョン（平成29年度～平成38年度）」には、「小1プロブレム」や「中1ギャップ」などの状況を防ぐため、保育園や幼稚園・こども園の園児（5歳児）が小学校の授業や行事に参加したり、小学生が中学校の授業や部活動を体験したりしていること、また、幼稚園の教師が小学校の授業を、小学校の教師が中学校の授業を参観して教え子たちの姿を確認したり、懇談したりしていることが示されている。しかし、園児と児童・生徒の様々な交流は行われているが、保育者と教員の相互理解・相互交流の機会は必ずしも多いとは言えない。事業（6）に挙げられている幼保小中交流会は平成28年度から行われることになったもので、

それまでは小中交流会であった。また、学校選択制等により、幼保小の交流・連携がむずかしい面がある。これらの課題をふまえ、「わくわく えがお 荒川の子」に示されている「園と小学校との連携・交流活動事例」を共有し、幼稚園・こども園、保育園、小学校、及び中学校のつながりを意識した連携を進めていく必要がある。

【長島 啓記（早稲田大学教育・総合科学学術院教授）】

NO																	
事業名	道徳教育	【所管課名】指導室															
目的	教育基本法及び学校教育法に定められた教育の根本精神に基づき、自己の生き方を考え、主体的な判断の下に行動し、自立した人間として他者と共によりよく生きるための基盤となる道徳性を養う。																
対象	全小学校・中学校																
事業概要	<p>(1) 荒川区道徳教育郷土教材集の改訂及び活用</p> <p>(2) 道徳教育の全体計画及び年間指導計画の見直し</p> <p>(3) 新学習指導要領に基づく道徳科の授業改善</p> <p>(4) 家庭や地域社会と連携</p> <p>(5) 道徳教育研修会（区主催）</p> <p>(6) 道徳教育を推進する校長のリーダーシップと道徳教育推進教師を中心とした指導体制</p>																
平成28年度 の取組状況	<p>(1) 荒川区道徳教育郷土教材集の改訂及び活用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・道徳の教科化に向けて、新学習指導要領を踏まえた内容や内容項目について改訂作業を行う。 ・道徳の教科化において、教科書を中心に展開するものの、伝統と文化の尊重、郷土を愛する態度にかかわる内容として、各校の指導計画に適宜導入していく。 <p>(2) 道徳教育の全体計画及び年間指導計画の見直し</p> <p>各校においては、児童生徒の実態や地域の特性等を踏まえ、PDCAサイクルに基づいて毎年見直し、改善を図っている。</p> <p>(3) 新学習指導要領に基づく道徳科の授業改善</p> <p>平成28年度から全小・中学校において、「特別の教科 道徳」の内容項目に基づいて実施し、「考える道徳」、「議論する道徳」へと転換を図ってきた。各校においても、道徳教育推進教師等が中心となって、意図的計画的に体験学習等幅広い手立てを考え、子どもたちの道徳的な判断力、心情、実践意欲と態度の道徳性を育てる授業改善を進めた。</p> <p>(4) 家庭や地域社会と連携</p> <p>各校において道徳授業地区公開講座を実施（通常級＋設置学級）</p> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td>実施学級数</td> <td>小学校</td> <td>295 学級</td> <td>中学校</td> <td>107 学級</td> </tr> <tr> <td>保護者参加数</td> <td>小学校</td> <td>4,624 名</td> <td>中学校</td> <td>320 名</td> </tr> <tr> <td>意見交換会参加数</td> <td>小学校</td> <td>1,578 名</td> <td>中学校</td> <td>222 名</td> </tr> </table> <p>（教員含）</p>		実施学級数	小学校	295 学級	中学校	107 学級	保護者参加数	小学校	4,624 名	中学校	320 名	意見交換会参加数	小学校	1,578 名	中学校	222 名
実施学級数	小学校	295 学級	中学校	107 学級													
保護者参加数	小学校	4,624 名	中学校	320 名													
意見交換会参加数	小学校	1,578 名	中学校	222 名													

	<p>(5) 道徳教育研修会(区主催)</p> <p>児童生徒の健やかな成長と豊かな人間性の育成のための資質技能の向上と新学習指導要領に対応した授業の活性化を図ることを目指す。</p> <p>対象：小・中学校の道徳教育推進教師</p> <p>「道徳の特別の教科化と道徳教育の在り方」 講師：文部科学省初等中等教育局教育課程課 教科調査官 国立教育政策研究所教育課程研究センター 教育課程調査官 赤堀 博行 氏</p> <p>「郷土教材検討委員による検証授業参観」 講評：東京都教職員研修センター研修部教育経営課 教授 峯川 一義 氏</p> <p>(6) 道徳教育を推進する校長のリーダーシップと道徳教育推進教師を中心とした指導体制</p> <p>小・中学校等の道徳授業の核となる、実践力のある教師を養成する。</p> <p>対象：小・中学校の道徳教育推進教師</p> <p>内容：ねらいに沿って教材をとらえることや教材から子どもたちの心に迫ることに対し、「特別の教科 道徳」への移行も視野に入れた講義・演習を行った。</p>
<p>課 題</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「特別の教科 道徳」の指導法として、新学習指導要領の趣旨を踏まえた指導力の向上を図る必要がある。 ・いじめや不登校などの問題が発生する中、生命尊重や規範意識の向上に向けて、これまで以上に道徳教育の推進を図っていくことが必要である。 ・道徳の教科化に向けて、新たに導入される評価や指導要録・通知表の表記など、国や都で示している視点を教員に周知させていく。 ・道徳の目標達成のための学習時間を標準時間に照らし合わせ時数を確保していく。 ・道徳授業地区公開講座において、保護者や地域に対し、さらに興味や関心をもって参加していただく。

外部評価

(1) 荒川区道徳教育郷土教材集の改訂及び活用

荒川区道徳教育郷土教材集は、地域の先人、地域に根付く伝統と文化、行事、民話や伝説、歴史、産業、自然や風土などを題材として開発している。これらを道徳の授業に活用することにより、子どもたちが荒川区に誇りや愛着をもち、地域に貢献しようとする心情や意欲、態度を育成する上で極めて重要である。

これまで、小学校 30 編、中学校 15 編（各学年用 5 編）が作成されているが、平成 28 年度に内容の改訂を行うとともに、区の共有フォルダ から引き出して使用できるようにした。

各学校では、開発されたすべての教材を活用しているという状況にはないが、学校の所在する地区に深くかかわる教材を重点的に活用している様子がうかがえた。

今後は、さらに教育委員会が積極的に各学校に働きかけ、より一層効果的に活用することを期待する。

なお、荒川区道徳教材郷土教材集は、区外から転入した教員が荒川区を深く知るうえで有用であるという声が聞かれた。こうした活用も工夫するとよい。

(2) 道徳教育の全体計画及び道徳科の年間指導計画の見直し

小学校は平成 3 0 年度、中学校は平成 3 1 年度から「特別の教科 道徳（道徳科）」として、新たな枠組みとして実施するよう、平成 2 7 年に学習指導要領の一部改定が文部科学省から示された。

これに伴い、各学校では学校教育全体を通じて行う道徳教育及び年間 3 5 時間（小学校 1 年生は 3 4 時間）行う道徳科授業の年間指導計画を見直し、全面実施に向けた改善を年次計画で行う必要がある。

教育委員会に提出された各学校の当該文書を見ると、一部の小・中学校では改善が着実に行われているものの、前年度を踏襲したものを提出している学校が見受けられる。

道徳科の実施を機に、各学校の校長が指導力を発揮して指導計画の改善に努めるよう、教育委員会は一層の指導や助言を積極的に行うことを期待する。

(3) 新学習指導要領に基づく道徳科の授業改善

昭和 3 3 年に特設された「道徳の時間」が「特別の教科 道徳（道徳科）」となるに当たり、学校は大きくは 3 つの対応が求められる。

一つは、新たに道徳科の目標が示され、この目標に基づいた授業改善を目指すこと、二つは、そうして行われた授業で、児童・生徒の学習状況を文章で評価をすること、三つは、国の検定を経た教科書を主たる教材として使用することである。

道徳科の授業で「議論する」ことは、あくまで指導方法の一つである。各学校は学習指導要領で示された道徳科の目標に基づいた授業改

善を行わなければならない。いたずらに議論をさせたり、体験させたりすることが道徳科の授業改善であるという一部にある風潮を、教育委員会は強く指導することを期待する。

児童・生徒の評価は、裏返せば教師の指導の目標や計画、指導方法の改善・充実に資するものである。したがって、各学校は、単に児童・生徒の評価をどうするかということにとどまることなく、道徳科の目標に則した授業に基づいて、児童・生徒の学習状況を把握するとともに、その結果を踏まえたP D C Aのサイクルにより指導の改善を行うことが大切である。

また、教材についても、今後、教科となる性格上、変更は今まで以上に慎重に行わなければならない。年間指導計画と異なる教材を使用する場合には、そのことが一層指導効果を上げることが期待できることを前提に、例えば、実施学年と道徳教育推進教師との話し合いを経て、最終的には校長の了解に基づいて行うことを、教育委員会は徹底させる必要がある。

なお、先述のように「荒川区道徳教育郷土教材集」については、各学校が積極的に活用することは言うまでもない。

(4) 家庭や地域社会と連携

「道徳授業地区公開講座」は、保護者・地域と共に児童・生徒の道徳性を育てていくこと、学校で行われている道徳の授業について保護者・地域の理解と協力を得ること、教師の授業力の向上を図ること、の三つを目的に設置された。

道徳授業地区公開講座における保護者・地域の参会者の人数は、学校によって偏りがあった。

児童・生徒の道徳性の育成は、保護者・地域の協力なしに学校だけで行うことは難しいことを改めて認識し、教育委員会は、各学校が日ごろから道徳授業の公開、道徳授業への参加や協力が得られるよう働きかけを強め、学校・家庭・地域が一体となった道徳教育を推進していく必要がある。

(5) 道徳教育研修会(区主催)

新学習指導要領実施に向けた研修会を年間2回実施し、各校の道徳教育推進教師等が参加した。多くの参加者から、「今後の道徳教育の在り方や道徳科の授業の改善についての理解が深められた」との感想があったという。区教育委員会が主催する研修会としては、他の研修会との兼ね合いからも回数、内容は適切であると考えられる。

しかしながら、各参加者が学校に戻って全教職員に研修内容を伝達するという点では十分にはその役割を果たしてはいない点も見受けられた。

教育委員会が行う研修会は、参加者の職や分掌業務、教師としての

資質・能力を伸長するための研修会と、それに加えて伝達講習的な内容のある研修の位置付けを明確にし、本研修会のように区内全教員の理解が必要なものは、出席者の管理職への復命にとどまらず、出席者を講師とする校内研修会等の実施を校長に要請するなどして、道徳科への改訂の趣旨が全教員に行き渡るようにする必要がある。

(6) 道徳教育を推進する校長のリーダーシップと道徳教育推進教師を中心とした指導体制

「道徳教育推進教師」は、現行の学習指導要領で初めて各学校に設置を求められた分掌である。

「特別の教科 道徳」となる今後に向けて、授業時間数の確保という量的側面と、道徳科の授業の工夫・改善といった質的側面の両面から改善を図る必要がある。

そのためには、道徳教育推進教師が優れた道徳の授業の実践者にとどまらず、道徳教育の改善・充実を目指す学校運営に参画する人材として育成することが求められる。このことは、教育委員会が行う研修の改善・充実とともに、校長の強いリーダーシップが求められる。

教育委員会は、道徳教育が児童・生徒一人一人が一生を通じて追求すべき人格の完成の根幹に関わる教育であることに鑑み、校長のリーダーシップの下、道徳教育推進教師がその役割を十分に果たすことができる学校運営組織を構築するよう、各学校への指導・助言を行う必要がある。

【峯川 一義（東京都教職員研修センター教授）】

NO 3		
事業名	子どもの安全対策 (安全教育の推進) (子どもの安全の確保)	【所管課名】指導室、教育総務課
目的	生命尊重の精神に立って、学校教育全体で、学校内外の事故防止に関する指導をとおして、児童・生徒・幼児の危険予測能力や危険回避能力の育成を図る。 通学時（下校時も）の更なる安全を確保する。	
対象	区立 小・中学校、幼稚園・こども園 ・学校安全パトロール.....区立小学校低学年児童（主に1～3年生） ・児童安全推進員区立小学校・こども園に通う児童・幼児 ・児童交通安全対策区立小学校に通学する児童 ・防犯カメラの設置区立小学校（24校） ・学校情報配信システム...区立小・中学校、幼稚園、こども園の児童、生徒、幼児およびその保護者	
事業概要	安全教育の推進 (1) 月1回の安全指導・避難訓練・安全点検 小学校・中学校・幼稚園・こども園が教育課程に位置付け、月1回安全指導・避難訓練を行う。また、月1回安全点検を行う。 (2) 地域安全マップ作成 児童自ら身近にある危険に目を向け、それを回避し、安全についての意識を高めるよう各小学校で取り組む。 (3) 関係部署・機関と連携した交通安全指導 ・生活安全課「自転車運転免許講習会」 地域の警察署職員を講師に招き、自転車交通安全に関する講義と演習を行った後、筆記試験及び実地試験後、受講児童に「自転車運転免許証」が渡される。（対象：小学校4年生） ・地域警察署「交通安全教室」 地域警察署の方を講師として招き、自転車交通安全について指導する。 ・東京都青少年・治安対策本部「自転車シミュレータ交通安全教室」 自転車シミュレータを使った体験学習を行う。	

	<p>(4) 全中学校に防災部の設置</p> <p>荒川区では、平成 27 年度に「助けられる人から助ける人へ」を合言葉に、防災活動のみならず、地域活動に貢献できる人材を育成するため、全区立中学校に防災部を設立した。防災部員は地域の防災訓練等において、消防署・消防団・地域の皆様のご協力の下、防災ジュニアリーダーとして防災に関わる知識や実践力を培っている。</p> <p>子どもの安全の確保</p> <p>(1) 学校安全パトロール</p> <p>小学校低学年児童の下校時間帯における集団下校に付き添い、事故や犯罪に巻き込まれないよう見守るほか、下校の前後に不審者がいないかなど地域のパトロールを行う。シルバー人材センターに委託して実施している。</p> <p>(2) 児童安全推進員</p> <p>学校の出入口等に常駐し、校内の安全確保のために来校者への対応等を行い、不審者に対して速やかに対応できる人的体制を整備する。シルバー人材センターに委託して実施している。</p> <p>(3) 児童交通安全対策</p> <p>区立小学校通学路上（主に交差点等 70 箇所）に児童通学案内指導員を配置し、児童に対する通学案内および安全指導を行う。シルバー人材センターに委託して実施している。</p> <p>(4) 防犯カメラの設置</p> <p>平成 26 年度から、東京都が創設した「東京都通学路防犯設備整備補助金」を活用し、犯罪抑止効果のある防犯カメラを、小学校の通学路に設置する。</p> <p>(5) 学校情報配信システム</p> <p>子どもの安全に関わる緊急情報等を保護者の携帯電話等にメール配信することにより、注意喚起を促し、子どもを犯罪から未然に守る。</p>
<p>平成 28 年度 の取組状況</p>	<p>安全教育の推進</p> <p>(1) 月 1 回の安全指導・避難訓練・安全点検</p> <p>全小学校・中学校・幼稚園・こども園が安全指導を年間計画に月 1 回、安全教育プログラム(東京都教育委員会)に基づき安全指導を行った。また、全小学校・中学校・幼稚園・こども園が月 1 回の安全点検を取り組んだ。</p>

- (2) 地域安全マップ作成
全小学校がタブレットPCを使った「安全安心マップ」を作成した。
- (3) 関係部署・機関と連携した交通安全指導
 - ・生活安全課「自転車運転免許講習会」
小学校24校中21校が実施した。残り3校についても地域の警察署と連携し、自転車交通安全に関する指導を行った。
 - ・地域警察署「交通安全教室」
中学校10校中4校が実施した。
 - ・東京都青少年・治安対策本部「自転車シミュレータ交通安全教室」
尾久八幡中学校が実施した。
- (4) 全中学校に防災部の設置
 - ・全中学校において地域・消防署・消防団・関係機関と連携した防災訓練等を実施した。
 - ・平成29年8月に各中学校防災部員代表男女各1名が釜石市等の被災地を訪問した。被災地の復興の過程を見聞するとともに、釜石市立釜石東中学校の生徒さんと交流した。9月1日の「防災の日」に訪問で学んだ震災の教訓や自分たちが考えたことを来賓、保護者の皆様等に報告し、区長に防災宣言を行った。
 - ・各中学校の防災部代表があらBOSAIに参加し、運営に貢献した。
 - ・防災部員からの意見により、各中学校防災部3名が参加する中学校防災対策会議を開催し、各校の防災活動の取組について意見交換等を行い、自校の活動の向上に活かした。

子どもの安全の確保

- (1) 学校安全パトロール
 - 4月：各学校4～6箇所（合計119箇所）
 - 5月～3月：各学校3～6箇所（合計103箇所）
 - 4月は新入学児童の対応で増
 - 配置時間：各学校の下校時間に合わせ1時間30分
- (2) 児童安全推進員
 - 各学校に1箇所、こども園に配置
 - (第三瑞光小は3箇所、汐入東小は4箇所) 合計30箇所配置
 - 配置時間：小学校 基本 7時間（午前8時～午後3時45分）
 - こども園 2時間30分（午後5時～午後7時30分）
- (3) 児童交通安全対策
 - 各学校1～7箇所、合計70箇所に児童通学案内指導員を配置

	<p>(4) 防犯カメラの設置 平成 28 年度は、防犯カメラ 52 台を設置した。これにより、当初予定していた 120 台（1 校あたり 5 台）の設置が完了した。 参考：26 年度 28 台設置 27 年度 40 台設置</p> <p>(5) 学校情報配信システム 子どもの安全に関わる情報をいち早く保護者に知らせるために、携帯メール等への配信を実施。 ・登録者数 11,093 名（登録率 87.6%） 平成 28 年 12 月末現在 ・平成 28 年度総配信数 1,770 件 1,770 件の内訳：学校からの日常の配信数 1,716 件、不審者情報 54 件</p>
<p>課 題</p>	<p>安全教育の推進</p> <p>(1) 月 1 回の安全指導・避難訓練・安全点検 指導内容が形骸化しないよう、新しい情報に基づいた指導内容の見直しと改善を継続させる必要がある。安全点検については、その対象と方法について校内での共通理解を徹底させる。</p> <p>(2) 地域安全マップ作成 学習活動のため平日に行うことが多い、保護者や地域の方と連携した地域安全マップ作りを行うことで、学習の効果が上がると考えられる。</p> <p>(3) 関係部署・機関と連携した交通安全指導 専門的な知識を有する外部講師からの指導は、児童生徒が交通安全に意識を高めるのに効果が高い。指導の継続が重要である。</p> <p>(4) 全中学校に防災部の設置 活動内容の一層の充実させ、将来の地域防災リーダーとしての資質・能力を培う。</p> <p>子どもの安全の確保</p> <p>(1) 学校安全パトロール パトロール中の事故が発生していない現状を維持しつつ、更なる安全確保体制の充実を検討する。</p> <p>(2) 児童安全推進員 学校内での事件が起こっていない現状を維持しつつ、更なる安全確保体制の充実を検討する。</p>

	<p>(3) 児童交通安全対策 学校と連携し、交通状況の変化に合わせた、指導員の配置箇所の検討等を行っていく。</p> <p>(4) 防犯カメラの設置 当初予定していた120台については、平成26年度～28年度の3年間で達成した。しかしながら、都の補助金額の上限に達していないので、防犯カメラの増設について検討する必要がある。</p> <p>(5) 学校情報配信システム 子どもの安全に関わる緊急情報や、日常の連絡手段として保護者に定着してきているシステムであるため、更に登録率をあげるよう工夫する。</p>
外部評価	<p>学校安全の構造は、安全教育、安全管理、組織活動に分類される。各々の構造には、生活安全、交通安全、災害安全の3つの領域がある。これらの構造と領域から荒川区の子どもの安全対策について評価する。</p> <p>1. 安全教育について 東京都教育委員会の「安全教育プログラム」に基づき各学校では毎月、避難訓練や安全点検など安全教育を実施している。 課題としては、訓練や点検の他に、教科等の中で安全に関する授業が実施されているかどうかである。平成29年3月に新学習指導要領が公示され、教科等の中で、防災教育を中心として安全教育の内容がさらに充実し、位置づけが明確になっている。安全教育プログラムの活用とともに、学習指導要領における安全教育の内容を洗い出し、安全に関する授業の充実が期待される。</p> <p>(1) 生活安全の領域 地域の民間企業と警察の協力による防犯教室を実施している学校もある。地域安全マップについては、全小学校がタブレットPCによる「安全安心マップ」を作成している。タブレットPCの活用は、今後さらに効果が期待される。 課題としては、中学校では「地域安全マップ」の実施が見られないので、地域安全マップは中学生でも効果があり、他地域での実践もあるので、ぜひ推進してほしい。また、「地域安全マップ」は、立正大学の小宮氏が提唱したもので、それには「入りやすく、見えにくい」を合言葉にして子どもが危険な場所を認識するという、マップのねらいがあるので、本来の「地域安全マップ」の内容やねらいを確認してほしい。</p> <p>(2) 交通安全の領域 生活安全課や地域の警察と連携して交通安全教室や自転車運転免許講習会を実施している。子どもの交通事故の中で自転車運転中の事故は平</p>

成 29 年で約 6 割をしめている。自転車の安全指導は大切である。「自転車シミュレーター」による学習が中学校で実施されている。この授業は広まりつつあり、今後多くの学校での実施が望まれる。

課題としては、自転車運転中の事故で加害者になり、多額の損害賠償を請求されるケースがある。加害者にならないという視点からの安全指導も大切である。

(3) 災害安全の領域

全中学校の部活動に「防災部」が設置されており、小学校でも「ジュニア防災クラブ」を設置された学校がある。将来の担い手である子どもたちの防災意識を高める取組として注目される。

課題としては、これらの活動が定着し活発な活動になるためには、部やクラブの担当をはじめとする教員全体の防災意識を高めることが大切である。

学校司書が「災害安全資料」として教科別及び内容別に災害安全に関する図書进行分类し、生徒の学習にすぐ役立てるようにしている中学校があるのは特徴的な取組である。

地震の避難訓練については、特徴的な取組は見当たらない。

課題としては、文部科学省が平成 24 年に作成し各学校に配布されている「学校防災マニュアル(地震・津波災害)作成の手引き」を参考にして、避難訓練の改善に努めることが必要である。特に、地震の場合の避難訓練の合言葉は「落ちてこない・倒れてこない」の徹底をしてほしい。

また、避難訓練時に緊急地震速報の警報音を利用するとよい。

2. 安全管理について

(1) 生活安全の領域

登下校等の防犯対策として、小学校の下校時間帯に方面別に学校安全パトロール員が付き添うことや、全校の学校の出入り口にスクール安全ステーションが設置され、児童安全推進員を常駐している取組は、防犯上効果的であり特徴的な取り組みである。不審者を侵入させないという対策が明確になっている。

(2) 交通安全の領域

児童通学案内指導員による交通安全対策は、防犯と合わせて地域の協力を得ている。

(3) 災害安全の領域

校内の安全点検については、従来の点検方法が踏襲されているようである。

課題として、今までの安全点検は形骸化されていることが多いので、地震を想定した安全点検の徹底が必要である。文部科学省が平成 27 年に作成した「学校施設の非構造部材の耐震化ガイドブック(改訂版)」が、教育委員会の施設担当の部署に 3 部配布されている。このガイドブックの前半に学校での安全点検の方法とチェックリストが掲載されているので、その

活用を促進してほしい。教育委員会の施設担当が各学校に紹介するか、文部科学省のホームページからダウンロードして活用してほしい。

3．組織活動について

(1) 生活安全の領域

学校を中心として、児童安全推進員の活動や学校安全パトロールなどにより、登下校の安全、学校への不審者侵入防止等について地域との連携は充実している。また、地域の民間企業との連携との事例もある。

課題としては、ボランティア等への依存にならないように、個々の保護者やPTAの防犯意識の醸成をしていくことである。

(2) 交通安全の領域

警察との連携で、自転車運転免許講習や交通安全教室を実施している。

(3) 災害安全の領域

日本赤十字社の協力や消防との連携を実施している学校もある。

課題としては、町会の防災担当との連携を深め、学校での防災教育の充実を図るとともに、地域の防災意識の向上を図ることが重要である。

4．全体的に

(1) 防犯に関する安全管理体制は地域の人材や、シルバー人材を活用して充実している。

(2) 地震防災についての取組がやや薄い。首都直下地震、南海トラフ巨大地震が、30年以内に高い確率で発生する可能性があり、現実的な被害を想定した安全教育を充実してほしい。荒川区の地域的条件や、過去の被害などをもとにした安全対策が望まれる。

(3) 防災教育については、区の防災担当部署、教育委員会、地域、学校が連携して学校を中心とした防災対策の充実を図るとともに、教職員や地域住民の防災意識の向上を図ることは急務である。

(4) 日常の安全教育とともに、学習指導要領における安全学習を系統的・計画的に実施していくことも大切である。

【矢崎 良明(鎌倉女子大学講師・学校安全教育研究所教授)】

參考資料

教育委員会の活動

1 教育委員会の構成

教育委員会は、区長が区議会の同意を得て任命した教育長及び4人の委員から組織される合議制の執行機関である。区立学校その他の教育機関を管理し、就学、保健、給食、学習指導などに関する事務を処理している。

任期は、教育長が3年間、教育委員が4年間ですが、再任も認められている。

(平成29年4月2日現在)

職名	氏名	委員の任期
教育長	高梨 博和(元区民生活部長)	自 平成29年4月2日 至 平成32年4月1日
教育長 職務代理者	小池 寛治(元オランダ大使)	自 平成27年7月7日 至 平成31年7月6日
委員	小林 敦子(早稲田大学教授)	自 平成29年4月2日 至 平成33年4月1日
委員	坂田 一郎(東京大学教授)	自 平成29年4月2日 至 平成33年4月1日
委員	高野 照夫(日本医科大学名誉教授)	自 平成27年7月7日 至 平成31年7月6日

なお、荒川区は、平成29年4月2日から、改正地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく新教育委員会制度に移行している。

(参考 平成28年度)

職名	氏名	委員の任期
委員長	高野 照夫(日本医科大学名誉教授)	自 平成27年7月7日 至 平成31年7月6日
委員長 職務代理者	小池 寛治(元オランダ大使)	自 平成27年7月7日 至 平成31年7月6日
委員	小林 敦子(早稲田大学教授)	自 平成25年4月2日 至 平成29年4月1日
委員	坂田 一郎(東京大学教授)	自 平成25年4月2日 至 平成29年4月1日
教育長	高梨 博和(元区民生活部長)	自 平成25年4月2日 至 平成29年4月1日

2 教育委員会の会議

原則として毎月、第2・第4金曜日に定例会を開催するほか、必要に応じて臨時会及び協議会を開催している。

定例会及び臨時会については公開で、開催予定や傍聴の案内等を荒川区ホームページに掲載している。また、平成22年分以降の会議録については、情報提供コーナーでの自由閲覧及び荒川区ホームページへの掲載を行い、区民の知る権利の保障と利便性の向上、教育委員会活動の透明性の向上や説明責任の発揮等を図っている。

平成28年度は、学校関係者との懇談会の開催や学校の授業視察を行うなど、教育委員会会議を充実し、教育委員会機能の一層の向上を図った。

主な取組内容は次のとおりである。

会議の充実

教育委員会の機能を強化するために、定例会に加えて、調査・研究、意見交換のために協議会を開催した。

学校関係者との懇談会

教育行政の現状や課題などを把握するため、学校関係者と意見交換する懇談会を開催した。

これにより、平成28年度は定例会23回、協議会35回、文書付議5回の合計63回を開催した（詳細は別表1のとおり）。また、議案件数は42件（前年比11件増）、報告事項は75件（前年比3件減）となっている。

さらに、法改正に伴い設置された総合教育会議が、平成28年度は2回開催され、区長と教育委員会の間で教育行政に関する協議等を行った。

3 教育委員会の活動状況

教育委員は、学校行事を始めとする教育委員会行事等に積極的に出席し、教育行政の現状把握に努めるとともに、関係者への激励を行っている。

平成28年度は、教育委員会の会議を含めて、教育委員会行事や区立小中学校訪問など、94回（前年比18回増）に参加した（詳細は別表2のとおり）。

別表1 平成28年度 教育委員会の会議の開催状況

ア 定例会及び臨時会

開催日	種別	議案番号	議案名
4月8日	定例会 (7)	(報告)	平成28年度区立幼稚園等・小中学校の就学状況について
			荒川区立小中学校の主幹及び主任の発令について
			公立学校教職員の処分について(報告)
4月22日	定例会 (8)	17	公立学校教職員の処分について
		18	荒川区社会教育委員の委嘱について
		(報告)	区立小中学校の運動会等における「組体操」実施にかかる安全対策について
			荒川区子ども読書活動推進計画(第三次)の策定について
			(仮称)宮前公園内新尾久図書館の整備について
5月6日	文書 付議	19	荒川区社会教育委員の委嘱について
5月13日	定例会 (9)	(報告)	荒川区伝統工芸技術記録映像「伝統に生きる 桐たんす 川俣頼三」について
			「ゆいの森あらかわ」の進捗状況について
			「荒川区立ゆいの森あらかわ条例」の制定について
5月27日	定例会 (10)	20	荒川区文化財保護審議会委員の委嘱について
		(報告)	平成27年度小学校の通学路における防犯カメラの整備について
			平成28年度小学校ワールドスクールの実施について
			平成28年度中学校ワールドスクールの実施について
			今後のICT機器の活用について
平成28年度荒川区登録・指定文化財諮問(案)について			
6月10日	定例会 (11)	21	荒川区立ゆいの森あらかわ条例に対する意見の聴取について
		22	財産の取得(荒川区立ゆいの森あらかわ初度調弁に伴う書架)についてに対する意見の聴取について
		(報告)	ICTを活用した安全安心マップの作成について
			俳句文化振興事業の推進について
			平成28年度C・W・ニコル自然体験大賞について
			伝統工芸技術継承者育成支援事業について
6月24日	定例会 (12)	(報告)	児童・生徒等の安全対策のさらなる充実について
			平成27年度体罰等実態調査の公表について
			平成29年度区立小中学校入学生を対象とする学校選択制度の実施について

議案番号欄の「(報告)」は、報告事項をあらわす。

開催日	種別	議案番号	議案名
6月24日	定例会 (12)	(報告)	「荒川区図書館を使った調べる学習コンクール」・ 「あらかわ小論文コンテスト」・「あらかわお弁当レシ ピコンテスト」の実施について
			第37回「あらかわの伝統技術展」の開催について
			平成28年度社会教育関係団体への補助金について
			第6回「荒川コミュニティカレッジ学園祭」の開催に ついて
			第九回柳田邦男絵本大賞の実施について
7月8日	定例会 (13)	(報告)	平成28年度における荒川区立幼稚園・小中学校の研 究活動について
			第37回「あらかわの伝統技術展」について(報告)
			区議会定例会・6月会議について
7月22日	定例会 (14)	23	平成29年度に特別支援学級で使用する一般図書の採 択について
8月26日	定例会 (16)	24	荒川区行政委員会の委員等及び非常勤の監査委員等の 報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例に 対する意見の聴取について
		25	平成27年度荒川区一般会計決算(教育関係)に対す る意見の聴取について
		(報告)	平成28年度荒川区立中学校防災部釜石市等被災地訪 問報告会について
			荒川区指定無形文化財及び保持者の解除について(報 告)
9月9日	定例会 (17)	(報告)	ゆいの森あらかわの進捗状況について
			区議会定例会・9月会議について
9月23日	定例会 (18)	(報告)	平成28年度夏季休業中の諸活動の結果等について
10月14日	定例会 (19)	26	荒川区教育委員会委員長の改選について
		(報告)	平成28年特別区人事委員会勧告の概要について
			「荒川区学校教育ビジョン(改訂版)」の策定につい て
			平成28年度全国学力・学習状況調査の調査結果につ いて
			学校パワーアップ事業の成果報告および実施計画につ いて
			平成28年度東京都功労者表彰(文化功労)受賞者の 報告について
			ゆいの森あらかわの進捗状況について

議案番号欄の「(報告)」は、報告事項をあらわす。

開催日	種別	議案番号	議案名
10月28日	定例会 (20)	(報告)	荒川区学校教育ビジョンについて
			荒川区指定無形文化財及び保持者の解除について(報告)
11月11日	定例会 (21)	(報告)	平成28年度「あらかわ小論文コンテスト」の審査について
			平成28年度東京都優秀技能者(東京マイスター)知事賞受賞者の報告について
			平成28年度秋の褒章受章者の報告について
11月18日	文書付議	27	地方教育行政の組織及び運営に関する法律第38条に基づく内申について
11月25日	定例会 (22)	28	教育委員会主要施策に関する点検・評価の実施結果について
		29	荒川区社会教育委員の委嘱について
		30	地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正に伴う関係条例の整備に関する条例による改正前の荒川区教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例に対する意見の聴取について
		31	幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例に対する意見の聴取について
11月30日	文書付議	32	荒川区立学校の副校長の任用について
12月9日	定例会 (23)	(報告)	第9回お弁当レシピコンテストの審査について
			第6回「荒川区図書館を使った調べる学習コンクール」の審査結果について
			第11回「あらかわ小論文コンテスト」の審査結果について
			校長職選考及び教育管理職(副校長)選考合格者について
			平成28年度東京都教育委員会職員表彰被表彰者の概要について
			平成29年「成人の日のつどい」の概要について
			荒川ふるさと文化館「(仮称)伝統工芸ギャラリー」の整備について
			荒川ふるさと文化館における観覧料免除の取り扱いについて
			伝統工芸技術継承者育成支援事業現場実習者の決定について
			区議会定例会・11月会議について

議案番号欄の「(報告)」は、報告事項をあらわす。

開催日	種別	議案番号	議案名
12月22日	定例会 (24)	33	幼稚園教育職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則
		34	幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則
1月13日	定例会 (1)	1	荒川区学校教育ビジョンの改訂について(素案)
		(報告)	平成28年度小学校ワールドスクールの実施結果について
			中学校ワールドスクールの実施について
第九回柳田邦男絵本大賞の受賞者の決定について			
1月27日	定例会 (2)	2	平成29年度荒川区一般会計予算(教育事務)に対する意見の聴取について
		(報告)	「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」等の一部改正に伴う規定整備について
			(仮称)荒川区いじめ問題対策連絡協議会等の設置に関する条例の制定について
			第8回中学生「東京駅伝」大会について
あらかわコミュニティカレッジ第7期生の募集について			
2月3日	文書 付議	3	地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例に対する意見の聴取について
		4	荒川区いじめ問題対策連絡協議会等の設置に関する条例に対する意見の聴取について
2月10日	定例会 (3)	5	地方教育行政の組織及び運営に関する法律第38条に基づく内申について
		6	平成28年度 荒川区登録文化財の登録、荒川区指定文化財の指定等について
		(報告)	荒川区学校教育ビジョンの改訂について(案)
			伝統工芸技術継承者育成支援事業補助延長について
「荒川区立図書館の運営に関する基本的な考え方」について			
2月24日	定例会 (4)	7	荒川区文化財保護審議会委員の委嘱について
		(報告)	平成28年度荒川区教職員表彰について
			平成28年度荒川区教育委員会褒賞について
			荒川区小学校英語科指導指針の改訂について(案)
公立学校教職員の処分について(報告)			

議案番号欄の「(報告)」は、報告事項をあらわす。

開催日	種別	議案番号	議案名
2月24日	定例会 (4)	(報告)	区議会定例会・2月会議について
3月10日	定例会 (5)	8	「荒川区学校教育ビジョン」の改訂について
		9	「荒川区小学校英語科指導指針」の改訂について
		(報告)	「荒川区学校図書館活用指針」の改訂について(案)
3月24日	定例会 (6)	10	荒川区いじめ問題対策連絡協議会規則
		11	荒川区いじめ問題対策委員会規則
		12	荒川区教育委員会の権限委任等に関する規則の一部を改正する規則
		13	荒川区教育委員会公印規則の一部を改正する規則
		14	荒川区教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部を改正する規則
		15	荒川区立図書館館則の一部を改正する規則
		16	幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則
		17	幼稚園教育職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則
		18	幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則
		19	荒川区教育委員会事務局の人事について
		20	指導主事の任用について
		21	荒川区立学校の園長、副園長、校長及び副校長の任用について
		22	「荒川区学校図書館活用指針」の改訂について
		(報告)	平成29年度予算における教育委員会主要事業について
		(報告)	第三瑞光小学校第二校舎の竣工報告について
(報告)	奥の細道矢立初めの地 子ども俳句相撲大会の結果について		
(報告)	荒川ふるさと文化館の休館日程について		
3月31日	文書 付議	23	荒川区立幼稚園条例施行規則の一部を改正する規則
		24	荒川区立こども園条例施行規則の一部を改正する規則

議案番号欄の「(報告)」は、報告事項をあらわす。

イ 協議会（懇談会を含む）

ゴシックは単独開催

月 日	種別	内 容
4月8日	定例会後	退職校長感謝状贈呈式及び記念夕食会について 卒業式・入学式についての各委員の意見等
4月14日		東京都教育施策連絡協議会
4月22日	定例会後	平成28年度教育施策連絡協議会の報告について
5月13日	定例会後	春季運動会の視察について 荒川ふるさと文化館企画展の視察について
5月27日	定例会後	荒川ふるさと文化館企画展・南千住図書館視察
6月10日	定例会後	夏期施設の視察について
6月24日	定例会後	第三峡田小学校の視察について 春季運動会についての各委員の意見等
7月8日	定例会後	第三峡田小学校視察
7月22日	定例会後	教育委員からの視察報告について
8月26日	定例会後	下田臨海学園・小学校ワールドスクールについての委員視察報告について 荒川ふるさと文化館館蔵資料展視察
9月9日	定例会後	荒川区立中学校防災部釜石市等被災地訪問報告会の報告について 秋季運動会の視察について
9月23日	定例会後	総合教育会議の開催について 荒川区議会・9月会議決算特別委員会について
10月14日	定例会後	ひぐらし小学校の視察について 荒川ふるさと文化館企画展視察
10月28日	定例会前 定例会後	ひぐらし小学校研究発表会視察 第六瑞光小学校の視察について
11月11日	定例会前 定例会後	第六瑞光小学校研究発表会視察 尾久宮前小学校の視察について 小学校長会との懇談会の議題について
11月25日	定例会後	尾久宮前小学校研究発表会視察 小学校長会との懇談会の実施計画案について 学校の視察予定について
12月9日	定例会後	荒川区学校教育ビジョンの改訂について（素案） 小学校長会との懇談会
1月13日	定例会前 定例会後	第七中学校視察 平成28年度合同表彰式の実施について 中学校長会との懇談会
1月18日		第二ブロック教育委員会協議会

月 日	種別	内 容
1月27日	定例会後	小中学校の研究発表会について
		第11回「あらかわ小論文コンテスト」第6回「荒川区図書館を使った調べる学習コンクール」第9回「あらかわお弁当レシピコンテスト」合同表彰式について
2月10日	定例会後	尾久小学校研究発表会視察について
2月24日	定例会前	尾久小学校研究発表会視察
	定例会後	ゆいの森あらかわ開館式典について
3月10日	定例会後	平成29年度教育施策連絡協議会について
3月24日	定例会後	退職校長感謝状贈呈式及び記念夕食会について

別表2 平成28年度 荒川区教育委員会委員の活動実績（教育長を除く）

月 日	内 容
4月6日	小学校入学式
4月7日	中学校入学式
4月8日	教育委員会定例会
4月8日	教育委員会協議会
4月8日	退職校長感謝状贈呈式及び記念夕食会
4月14日	東京都教育施策連絡協議会
4月22日	教育委員会定例会
4月22日	教育委員会協議会
5月13日	教育委員会定例会
5月13日	教育委員会協議会
5月21日	運動会（六瑞小）
5月21日	運動会（五中）
5月22日	運動会（尾久小）
5月27日	教育委員会定例会
5月27日	教育委員会協議会
5月27日	ふるさと文化館企画展・南千住図書館視察
5月28日	運動会（赤土小）
5月28日	運動会（ひぐらし小）
5月28日	運動会（一中）
5月29日	運動会（三瑞小）
6月4日	運動会（原中）
6月10日	教育委員会定例会
6月10日	教育委員会協議会
6月11日	運動会（四中）
6月24日	教育委員会定例会
6月24日	教育委員会協議会
7月1日	第37回荒川の伝統技術展開会式
7月8日	教育委員会定例会
7月8日	教育委員会協議会
7月8日	第三峡田小学校視察

月 日	内 容
7月22日	教育委員会定例会
7月22日	教育委員会協議会
7月26日	下田臨海学園視察
8月21日	小学校ワールドスクール視察
8月22日	小学校ワールドスクール視察
8月26日	教育委員会定例会
8月26日	教育委員会協議会
8月26日	ふるさと文化館館蔵資料展
9月1日	荒川区立中学校防災部釜石市等被災地訪問報告会
9月9日	教育委員会定例会
9月9日	教育委員会協議会
9月23日	教育委員会定例会
9月23日	教育委員会協議会
9月24日	運動会（汐入東小）
9月24日	運動会（七峡小）
9月25日	運動会（一日小）
10月2日	運動会（瑞光小）
10月2日	運動会（二瑞小）
10月2日	運動会（九峡小）
10月2日	運動会（大門小）
10月14日	教育委員会定例会
10月14日	教育委員会協議会
10月14日	ふるさと文化館企画展視察
10月28日	ひぐらし小学校研究発表会視察
10月28日	教育委員会定例会
10月28日	教育委員会協議会
11月11日	第六瑞光小学校研究発表会視察
11月11日	教育委員会定例会
11月11日	教育委員会協議会
11月19日	第七峡田小学校80周年記念式典
11月25日	教育委員会定例会

月 日	内 容
11月25日	尾久宮前小学校研究発表会視察
11月25日	教育委員会協議会
12月2日	九峡小研究発表会
12月9日	教育委員会定例会
12月9日	教育委員会協議会
12月9日	小学校長会との懇談会
12月22日	荒川区総合教育会議
12月22日	教育委員会定例会
1月13日	第七中学校視察
1月13日	教育委員会定例会
1月13日	教育委員会協議会
1月13日	中学校長会との懇談会
1月18日	第二ブロック教育委員会協議会
1月27日	教育委員会定例会
1月27日	教育委員会協議会
1月27日	「第11回あらかわ小論文コンテスト」「第6回荒川区図書館を使った調べる学習コンクール」「第9回あらかわお弁当レシピコンテスト」 合同表彰式
2月1日	研究発表会（諏訪台中）
2月3日	研究発表会（三中）
2月10日	卒業生を送る会
2月10日	教育委員会定例会
2月10日	教育委員会協議会
2月10日	荒川区総合教育会議
2月24日	尾久小学校研究発表会視察
2月24日	教育委員会定例会
2月24日	教育委員会協議会
3月10日	教育委員会褒賞贈呈式
3月10日	教育委員会定例会
3月10日	教育委員会協議会
3月17日	中学校卒業式
3月22日	小学校卒業式

月 日	内 容
3月24日	教育委員会定例会
3月24日	教育委員会協議会
3月25日	ゆいの森開館記念式典

荒川区教育委員会の事務点検・評価実施要綱

20年11月26日制定

20荒教庶第 635号

教育長 決定

平成29年4月2日一部改正

(目的)

第1条 この要綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第26条の規定に基づき、荒川区教育委員会（以下「教育委員会」という。）が自らの権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価を実施するために必要な事項を定めることにより、効果的な教育行政の一層の推進を図るとともに、区民への説明責任を果たし、区民に信頼される教育行政を推進することを目的とする。

(点検及び評価の対象)

第2条 点検及び評価の対象は、前年度の教育委員会主要施策とする。

(点検及び評価の実施)

第3条 点検及び評価は、前年度の教育委員会主要施策の進捗状況を総括するとともに、課題や今後の取組の方向性を示すものとし、毎年1回実施する。

2 点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

3 施策・事業の進捗状況等を取りまとめ、教育に関し学識経験を有する者の意見を聴取する機会を設けるものとする。

4 委員会において点検及び評価を行った後、その結果を取りまとめた報告書を作成し、荒川区議会へ提出する。また、報告書は公表するものとする。

(学識経験者等の知見の活用)

第4条 教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るため、「点検・評価に関する学識経験者」を置く。

(委任)

第5条 この要綱に規定するもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、教育長が定める。

附 則

1 この要綱は、平成20年11月26日から施行する。

平成30年2月

登録番号 (29)0093号

平成29年度荒川区教育委員会主要施策に関する
点検・評価報告書〔評価対象：平成28年度〕

発行 荒川区教育委員会事務局教育総務課
〒116-8501
荒川区荒川2-2-3
TEL 03(3802)3111(代)



荒川区